

I C T活用工事（舗装工）試行実施要領 （名古屋港管理組合）

第1条 概要

概要については、愛知県 I C T活用工事（舗装工）実施要領（以下、県実施要領）第2条に準じて実施するものとする。

第2条 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、県実施要領第3条に準じて実施するものとする。

第3条 I C T活用工事の対象工事

I C T活用工事の対象工事については、県実施要領第4条に準じて実施するものとする。

第4条 I C T活用工事の発注方法

（1）発注者指定型

第3条の対象工事であり、1工事において不陸整正又は路盤工の総計が 5,000m² 以上のもので、且つ予定価格（消費税を含む）が 5 千万円以上のもの。

請負者は、施工計画書の提出までに「建設 I C T活用計画書（舗装工）」（別紙－1）を提出し、監督職員との協議を行う。また、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

※ 特記仕様書に発注者指定型であることを明示すること。

【特記仕様書記載例】

本工事は、発注者が指定する I C T活用工事（舗装工）試行の対象工事とするので、本組合が定める「I C T活用工事（舗装工）試行実施要領」に従って、適切に実施すること。

発注者が指定する I C T施工技術は、「3 次元設計データの作成」、「I C T建設機械による施工」、「T S 出来形管理（断面管理）」とするが、その他の I C T施工技術の実施を妨げるものではない。

（2）受注者希望型

第3条の対象工事全て。

受注者が I C T活用工事の実施を希望する場合、「建設 I C T活用計画書（舗装工）」（別紙－1）の内、実施する項目にチェックし、あらかじめ監督職員と協議を行い、監督職員は本協議を受理・指示する。また、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

※ 特記仕様書に受注者希望型であることを明示すること。

【特記仕様書記載例】

本工事は、受注者が希望する I C T活用工事（舗装工）試行の対象工事とするので、本組合が定める「I C T活用工事（舗装工）試行実施要領」に従って、適切に実施すること。

受注者は、ＩＣＴ活用工事試行の実施を希望する場合、試行実施要領で定める方法により発注者と協議を行うこと。

第５条 ＩＣＴ施工技術の取り扱い

ＩＣＴ施工技術の取り扱いについては、県実施要領第６条に準じて実施するものとする

第６条 ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置

１．工事成績における加点

ＩＣＴ活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、下記（１）～（５）の技術について、活用した技術毎に評価する。

- （１）３次元起工測量
- （２）３次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施
- （３）ＩＣＴ建設機械による施工
- （４）３次元出来形管理等の施工管理
- （５）３次元データの納品

２．取組証の発行

前項の規定により工事成績評定において評価した工事のうち、県実施要領第３条③で定めた「（３）ＩＣＴ建設機械による施工」を実施した場合、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対してＩＣＴ活用工事取組証（別紙－２）を発行するものとする。

なお、取組証発行は、「土木工事業」、「舗装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「とび・土工工事業」による発注業種を対象とする。

第７条 ＩＣＴ活用工事の積算方法

１．下記表－１に示すとおりとする。

表－１ 積算の取り扱い

	発注者指定型	受注者希望型
３次元起工測量	実施した場合は、見積りにより変更積算	
３次元設計データ作成 ^{（注）}	見積りにより変更積算	実施した場合は、見積りにより変更積算
３次元データによる施工計画等	—	
ＩＣＴ建設機械による施工	当初から積算	実施した場合は変更積算
３次元出来形管理等の施工管理	実施した場合は、「ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領 愛知県」等により変更計上	
３次元データの納品		

（注）作成した３次元設計データをＩＣＴ建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用した場合を対象

2. 積算方法

積算方法は下記（１）～（５）によるものとする。

（１） ３次元起工測量及び３次元設計データ作成

３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

費用の計上については、積算要領にある共通仮設費の技術管理費への計上は適用せず、委託業務として別途積算し合算するものとする。

（２） ３次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施

３次元データによる施工計画及び設計図書照査にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上しない。

（３） ＩＣＴ建設機械による施工

ＩＣＴ建設機械については、積算基準及び歩掛表に基づき積算を実施するものとする。

（４） ３次元出来形管理

３次元出来形管理等の施工管理にかかる費用については、「ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領 愛知県」に基づき積算を実施するものとする。

（５） ３次元データの納品

３次元データの納品にかかる費用については、「ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領 愛知県」に基づき積算を実施するものとする。

第８条 ＩＣＴ活用工事の試行導入における留意点

ＩＣＴ活用工事の試行導入における留意点については、県実施要領第９条第に準じて実施するものとする。

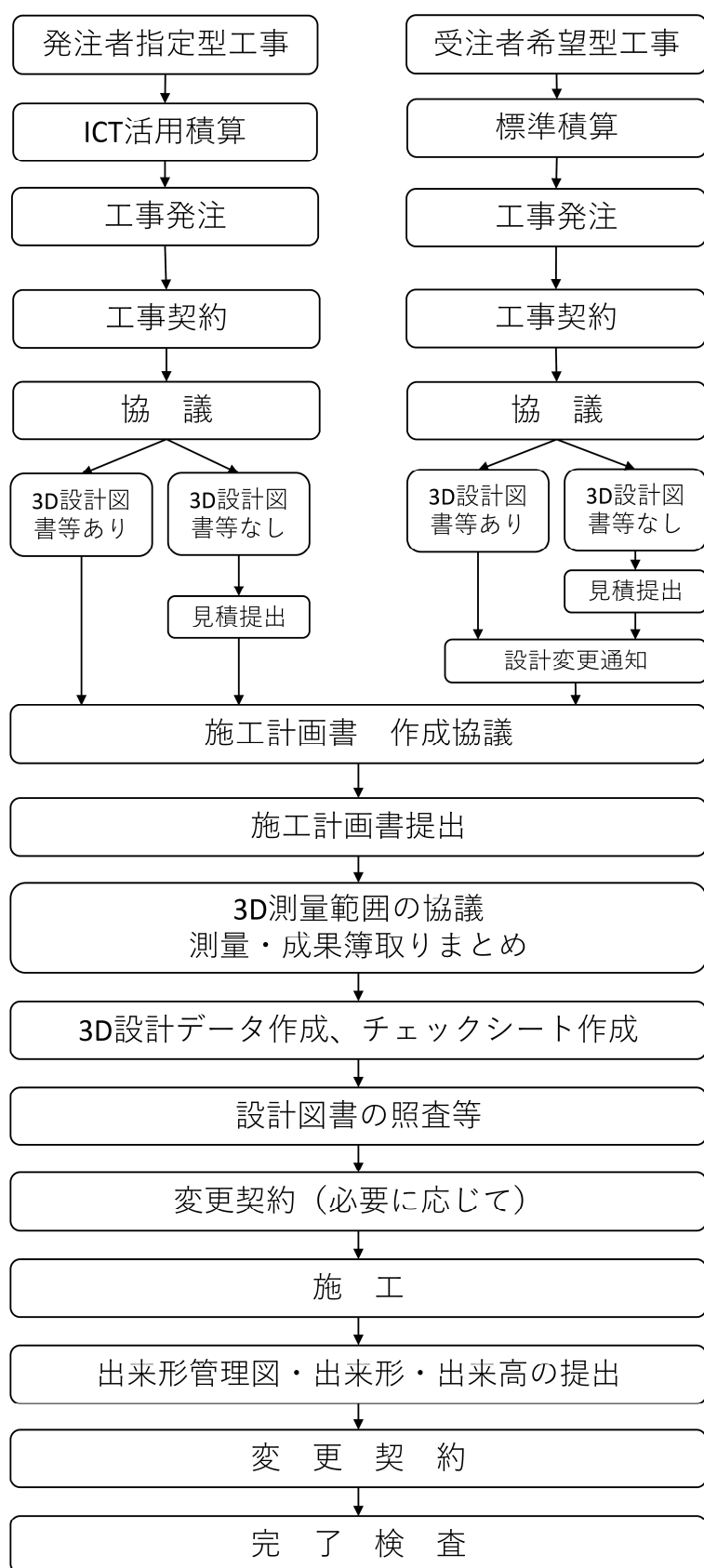
附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

※参考 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ



建設 I C T活用計画書（舗装工）

当該工事において、建設生産プロセスの各段階で I C T施工技術を活用する 場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

建設生産プロセスの段階		作業内容		採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名
☐	3次元起工測量				1 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 3 トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5 その他の3次元計測技術を用いた起工測量
☐	3次元設計データ作成				※作成した3次元設計データを I C T建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合
☐	3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				
☐	I C T建設機械による施工	☐	路盤工		1 3次元マシンコントロール（モータグレーダ）
☐	T S出来形管理（断面管理）	☐	出来形		1 T S出来形管理（断面管理）
☐	3次元出来形管理等の施工管理	☐	出来形		1 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2 T S等光波方式を用いた出来形管理 3 T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
☐	3次元データの納品				

注1) I C T活用工事の詳細については、I C T活用工事試行実施要領によるものとする。

注2) I C T施工技術を活用する場合は、建設 I C T活用計画書様式の建設生産プロセスの段階チェック欄に「■」と記入する。

注3) 具体的な工事内容及び対象舗装工範囲については、契約後、施工計画の提出までに、発注者へ提案・協議し決定する。

注4) I C T 建設機械にのみ用いる 3次元設計データとは、作成した出来形管理用 3次元設計データから建機 施工用に加工・変換するデータ

I C T 活用工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	土木工事業 ・ 舗装工事業 しゅんせつ工事業 ・ とび・土工工事業

※ 「本工事の業種」欄は、該当する発注業種を選択すること。

名古屋港管理組合 ○○事務所長 印